公立はこだて未来大学各種実験等に係る指針

平成 18 年 9 月 15 日 教授会決定 平成 26 年 1 月 20 日 教育研究審議会決定 平成 28 年 8 月 1 日 教育研究審議会決定 令和 2 年 8 月 24 日 教育研究審議会決定

第1 目的

この指針は、公立はこだて未来大学(以下「本学」という。)において、各種実験を行う際に遵守すべき基本事項を示すことにより、安全面、衛生面、個人情報保護、動物福祉等の観点から、適正な実験および調査の実施を図ることを目的とする。

第2 適用範囲

この指針は、本学の教員、研究員および学生が実施者(以下「本学実施者」という。)として行う以下の実験および調査、ならびに他機関の教員、研究員および学生が本学内で本学実施者と協力して行う以下の実験および調査に適用される。

- (1)動物(哺乳類,鳥類,爬虫類)を扱う実験。
- (2) 第1号の動物以外の生物を扱うもので、実験室または飼育室の外への環境面、衛生面での汚染が懸念される実験。
- (3) 病原体または組換えDNA実験体を扱う実験。
- (4) 物理的, 化学的実験で, 人体や施設への危害が懸念される実験。 例えば, 強力な電磁波, 大量の熱, 騒音, 振動, 有害物質, 大量の廃棄物等を発生 する実験。
- (5)参加者の人権の侵害、健康への影響や個人情報の漏洩が懸念される実験および調査。
- (注)上記(1)から(5)に当てはまらない実験および調査は、適用範囲としない(例:データ収集時点では個人情報を含む場合でも、分析の際には個人情報保護に留意し、個人情報を推定または特定できない形で成果発表される実験や調査などは(5)に該当しない)。

第3 実験遵守事項

実験および調査に当たっては各種安全、衛生、人権、動物保護等の規定やガイドライン に基づき実験計画を立てて実施すること。

- (1) 動物実験に関しては、「公立はこだて未来大学動物実験指針(平成 18 年 9 月 15 日教授会決定)」および「公立はこだて未来大学動物実験実施要領(平成 18 年 9 月 15 日教授会決定)」に基づき実験を実施すること。
- (2) 実験に伴う施設の利用に際しては、「公立はこだて未来大学生物実験施設指針(平成

18 年 9 月 15 日教授会決定)」,「ユビキタスセンサーネットワーク (USN) システム の実験・使用に係る指針 (平成 18 年 2 月 17 日教授会決定)」等に基づくこと。

(3) 個人情報の保護に関しては、「函館圏公立大学広域連合個人情報保護条例」に基づくこと。

第4 倫理委員会による審査および指導・助言等

- (1) 実験および調査を実施する者(以下「実施者」という。)が,第2に該当する実験および調査を実施しようとする場合は、学長が設置した「倫理委員会」(以下「委員会」という。)に申請するものとする。
- (2) 委員会は、実施者から申請のあった実施計画について、安全面、衛生面、個人情報 保護、動物福祉等の観点から、本指針との適合性を審査したうえでその可否を決定し、 適合するものには実施許可書を発行する。
- (3) 委員会は、実験および調査が許可した実施計画に沿って実施されていないという懸念がある場合には、実施者に実施状況について報告を求め、その状況によっては、実施者に対して実験および調査の中止および改善等を求めることができる。
- (4) 実施者が第4(3) の指導・助言等に従わない場合, 委員会は学長へ報告するものとする。

第5 実施計画書および実施結果報告書の提出

実施者は、少なくとも実験および調査実施の2週間前までに、様式1により「実施計画書」を作成し、委員会に届け出なければならない。また、実験および調査終了後1週間以内に、様式2により「実施報告書」を作成し、委員会に報告しなければならない。

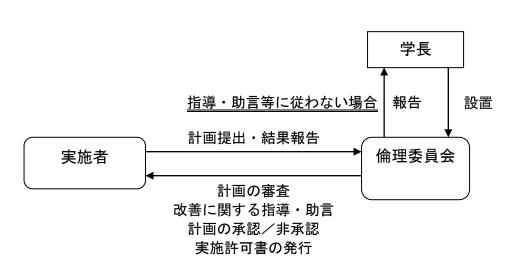


図1 手続きの流れ